

春日部市職員公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例

春日部市職員公務災害等見舞金支給条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(3) 市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年埼玉県市町村総合事務組合条例第28号。以下「消防団員補償条例」という。）の適用を受ける者</p> <p>(5) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の適用を受ける者</p> <p>(6) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成17年条例第175号。以下「学校医等補償条例」という。）の適用を受ける者</p> <p>(認定)</p> <p>第8条 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により別表に定める障害が残った場合の当該障害等級の認定及び公務上の死亡若しくは通勤による死亡の認定は、補償法、<u>補償条例、消防団員補償条例、労災保険法又は学校医等補償条例</u>の規定により行われる認定に基づいて行うものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(3) 市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年埼玉県市町村総合事務組合条例第28号。以下「消防団員補償条例」という。）<u>第3条に規定する非常勤消防団員</u></p> <p>(認定)</p> <p>第8条 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により別表に定める障害が残った場合の当該障害等級の認定及び公務上の死亡若しくは通勤による死亡の認定は、補償法、<u>補償条例又は消防団員補償条例</u>の規定により行われる認定に基づいて行うものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第8条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した職員の公務上の災害又は通勤による災害について適用し、同日前に発生した職員の公務上の災害又は通勤による災害については、なお従前の例による。